# ○ MVNO に 係 る 電 気 通 信 事 業 法 及 び 電 波 法 の 適 用 関 係 に 関 す る ガ イ ド ラ イ ン 「 平 成 14 年 6 月 策 定 ○ 令 和 2 年 5 月 最 終 改 定 ]

(下線部分は改正部分。表中の[ ]の記載は注記である。)

定

2 電気通信事業法に係る事項

(2) MVNOとMNOとの間の関係

2)事業者間接続による場合

イ 二種指定事業者の接続に係る規律

(オ)接続料の算定

コ)将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる部分については、二種接続料規則第13条第2項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている44ところ、将来原価方式においては、二種接続料規則第7条第2項第2号、第8条第3項第2号及び第11条第2項第2号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額45及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

後

改 定

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、MVNOと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきMVNOが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする 46。

[a 略]

b 算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、原則として、設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。

具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における 予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更 新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等 )等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適 切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度

2 [同左]

(2)[同左]

2)[同左]

イ [同左]

(オ)[同左]

コ) [同左]

[a 同左]

b [同左]

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素 を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められる。

具体的に、例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における 予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更 新予定、会計方針及び会計基準の変更(加速償却、除却、減価償却方法の変更等 )等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適 切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

### c 精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

#### d MVNOへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率並びに第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合におけるその影響の度合いや、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

#### [新設]

## <u>c</u> [同左]

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第2条第10号及び第11号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法について、開示の請求のあったMVNOに限り開示することとされているところ、これに加え、原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で情報提供を行うことが望ましい。